



# 島根県報

令和7年5月30日（金）  
第621号  
（毎週火・金曜日発行）  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正 (建 築 住 宅 課) 2

**【公 告】**

令和7年度危険物取扱者保安講習の実施 (消 防 総 務 課) 2

公共測量の終了（2件） (技 術 管 理 課) 3

**【病院局告示】**

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正 4

**【監査告示】**

包括外部監査人補助者の選任 4

**告 示****島根県告示第332号**

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成28年島根県告示第237号）の一部を次のように改正し、令和7年6月1日から施行する。

令和7年5月30日

島根県知事 丸 山 達 也

表浜田市の項中「第114号」の次に「第212号、第312号」を加え、「第115号、第116号」を「第111号、第115号、第116号、第211号」に改める。

**公 告**

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、令和7年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施する。

令和7年5月30日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 講習の対象者

- (1) 危険物製造所等において危険物の取扱作業に新たに従事することとなった危険物取扱者（令和5年4月1日以降に免状の交付又は保安講習を受けているものを除く。）
- (2) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に免状の交付又は保安講習を受け、危険物取扱作業に従事している危険物取扱者

## 2 講習種別

- (1) 給油取扱所以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- (2) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

## 3 講習科目及び時間

- (1) 2の(1)に該当する者

科 目	時間（オンラインによる講習を除く。）
危険物関係法令に関する事項	9時15分から10時15分まで（隠岐会場を除く。）
	9時00分から10時00分まで（隠岐会場に限る。）
危険物の火災予防に関する事項	10時15分から12時15分まで（隠岐会場を除く。）
	10時00分から12時00分まで（隠岐会場に限る。）

- (2) 2の(2)に該当する者

科 目	時間（オンラインによる講習を除く。）
危険物関係法令に関する事項	13時15分から14時15分まで（隠岐会場を除く。）
	9時00分から10時00分まで（隠岐会場に限る。）
危険物の火災予防に関する事項	14時15分から16時15分まで（隠岐会場を除く。）
	10時00分から12時00分まで（隠岐会場に限る。）

## 4 講習の期日、場所等

- (1) 対面による講習

月 日	開 催 地	会 場
令和7年7月9日（水）	隠岐の島町	隠岐島文化会館
令和7年7月25日（金）	松江市	島根県民会館

令和7年8月26日（火）	安来市	安来市学習訓練センター
令和7年9月11日（木）	益田市	ジャストホール
令和7年9月12日（金）	浜田市	島根県トラック協会西部研修会館
令和7年9月25日（木）	出雲市	出雲市民会館
令和7年10月30日（木）	大田市	あすてらす
令和7年11月13日（木）	雲南市	アスパル
令和7年11月27日（木）	松江市	島根県民会館

## (2) オンラインによる講習

受講承認日から1月以内（令和7年11月中に受講を承認した場合にあっては、同月30日までとする。）に受講すること。

## 5 受講申請

## (1) 受講申請書常置場所

島根県危険物保安協会連合会、各消防本部及び島根県防災部消防総務課

## (2) 申請書提出先

受講申請書に所要事項を記入の上、島根県危険物保安協会連合会に提出すること。郵送の場合は、封筒の表に「危険物取扱者保安講習受講申請書〇〇枚在中」と朱書すること。

## (3) 受付期間

## ア 対面による講習

令和7年6月1日から各開催日の10日前まで

## イ オンラインによる講習

令和7年6月1日から同年10月31日まで

## (4) 受講手数料

5,300円に相当する額の島根県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼付すること。

## 6 問合せ先

〒690-0863 松江市比津町473-5 島根県危険物保安協会連合会

電話 0852-22-7202

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年3月13日に終了した旨出雲市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年5月30日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 作業種類

公共測量（基準点測量）

## 2 作業期間

令和6年12月25日から令和7年3月13日まで

## 3 作業地域

出雲市佐田町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年3月24日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年5月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年9月17日から令和7年3月24日まで

3 作業地域

大田市水上町三久須地内

## 島 根 県 病 院 局 告 示

### 島根県病院局告示第2号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和7年6月1日から施行する。

令和7年5月30日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

人工妊娠中絶術料の項中「人工妊娠中絶術料」を

「人工妊娠中絶術料

妊娠9週未満（経口中絶薬によるもの） 1件につき 93,500円 に改める。

妊娠9週未満（経口中絶薬及び手動真空吸引法によるもの） 1件につき 110,000円」

ツベルクリン反応検査料の項、百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ予防接種料の項、乾燥ヘモフィルスb型ワクチン接種料の項、沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン接種料の項、沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン接種料の項及び中和抗体薬（チキサゲビマブ及びシルガビマブ）接種料の項を削る。

食品の項中「ビフィズス菌 0.5グラム1包につき 238円」を削る。

## 監 査 委 員 告 示

### 島根県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により包括外部監査人中井洋輔から包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者に係る協議があり、監査委員による協議が調ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月30日

島根県監査委員 吉 野 和 彦

同 福 井 竜 夫

同 山 口 和 志

同 森 脇 俊 樹

1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

弁護士 陶山勲 鳥取県西伯郡大山町佐摩480番地

公認会計士 岸道彦 出雲市平野町282番地

公認会計士 足立尚吾 雲南市加茂町加茂中1041番地3

2 監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和7年5月21日から令和8年3月31日まで